

令和4年度 社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会事業計画

1 基本方針

令和2年度から感染拡大が漸増してきている「新型コロナウイルス感染症」は、今のところ収束が見通せない状況が続いており、令和4年度もなお一層感染リスクに備えつつ、「福岡のみなさまの自立をささえ、安心をささえ、尊厳をささえる」という法人の基本理念の下、全職員が一丸となって良質なサービスの提供に努めていきます。

また、この「Withコロナの時代」という厳しい社会・経営環境の下、ICT化の推進などに柔軟かつ的確にスピード感を持って取り組むとともに、今後も急速に進む少子高齢化の中でも、当法人が引き続き基本理念に示す社会的役割を発揮して行けるよう、中長期的視点に立って事業・法人経営の安定性や収益性の向上を図っていきます。

2 実施事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

原則として、要介護3以上の認定を受けた入居者に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練・健康管理等を行います。入居者一人ひとりが、地域のなかで、いつまでもその人らしく、心穏やかに、笑顔で、安心して過ごせるように、日常生活を支援いたします。

<重点項目>

◆新型コロナウイルス感染予防対策を継続

◆利用率の向上

利用者に選ばれる施設になるよう、コロナ禍においても、日々の活動を工夫して充実させるように努めます。また、ブログ、インスタグラム等を活用し、施設の魅力を情報発信していきます。利用率を向上することで、経営状況の安定に取り組みます。

◆人材確保・人材育成

介護福祉士実務者研修を介護学校と提携して、地域交流ホールを同校の分校とすることにより実施する取組みを今年度も継続し、無資格で介護職未経験の方等が当施設に就業しながら当該研修を修了できるようにして、将来的な介護福祉士取得までのキャリアアップを支援します。今年度からは、介護職以外の職種として当協会就業している職員もこの研修受講の対象とし、介護職への職種変更を支援します。

(2) 第二種社会福祉事業

① 訪問介護サービスに係る事業

ア 要介護者への訪問サービス

『居宅サービス計画(ケアプラン)』に基づき、利用者のニーズ、心身の状況に応じた身体介護や生活援助のサービスを提供します。

イ 要支援者・事業対象者への訪問サービス

『介護予防サービス・支援計画』に基づき、専門職として総合事業における訪問サービスを提供します。

ウ 障がい福祉サービス

『サービス等利用計画・障がい児支援利用計画』に基づき、利用者のニーズ、心身の状況に応じた身体介護や家事援助等のサービスを提供します。

<重点項目>

◆感染症対策・業務継続に向けた取組みの強化

感染拡大の影響を受けても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を維持していくために、これまでの感染症対応に基づき、より実践的な研修を実施するとともに、対策指針や対応手順などをより具体的に明記するなど、マニュアルを充実させていきます。また、感染症だけではなく、災害が発生した場合についても同様の取り組みを行います。

◆業務の効率化による負担軽減とサービスの質の向上

令和2年8月に導入した、スマートフォンを活用したサービス提供実績及び記録管理システムを、更に有効活用することで、業務負担軽減や効率化をより一層進めていきます。具体的には、タイムリーに利用者の体調やニーズの変化を把握し迅速に対応することで、サービスの質の向上に努めていきます。

◆専門性の高いサービスの提供

対面形式の研修だけではなく、オンラインを取り入れた研修を計画し、サービス提供責任者・常勤訪問介護員・非常勤訪問介護員がその研修を受講できる体制整備を行っていきます。

また、それぞれの職員が1年間の個別研修計画に沿い、研修を受講することで介護技術及び専門知識を高め、質の高いサービスの提供ができるよう努めていきます。

◆人材の確保・定着と育成

非常勤訪問介護員が年々減少する中、サービス提供の担い手を確保するために、新しい人材の確保のための対策と訪問介護員が定年まで働きやすい雇用形態等について検討していきます。また、採用直後から定年前後まで、段階に応じた、人材育成に取り組んでいきます。

◆今後の訪問介護事業の展開についての検討

安定的・持続的な事業運営ができるよう、サービスを提供する体制や事業実施方法の充実に取り組んでいきます。

② 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業

入居者一人ひとりが自分らしく安心して過ごせるよう支援していくとともに、グループホームが『地域の一員』として、より一層周知されるように取り組みます。

<重点項目>

◆新型コロナウイルス感染予防対策を継続

◆利用率の向上

職員一人ひとりが、経営状況を意識し、コロナ禍においても、利用者には選ばれる施設になるよう、日々の活動を工夫し充実に努めます。また、Instagram等を活用し施設の魅力を情報発信することで利用率の向上に取り組みます。

◆人材育成

新入職員・中堅の各職員がそれぞれレベルアップできるよう、法人内外の職員研修(OJT、OFF-JT)に力を入れ、安定的な運営と介護サービスの質の向上につなげていきます。

③ 短期入所生活介護(ショートステイ)事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを行います。利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護負担軽減などを図っていきます。

<重点項目>

◆新型コロナウイルス感染予防対策を継続

◆利用者との信頼関係の構築と稼働率の向上

利用者一人ひとりのケアプラン・目的に沿ったサービスの提供を行い、利用者・家族との信頼関係をつくり、定期的な利用につなげていきます。

特別養護老人ホームの空き部屋も積極的に活用し、ケアマネジャーとの円滑な連携により多くの利用者のニーズに応えていき、稼働率の向上に努めていきます。

④ 通所介護(デイサービス)事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練、グループ活動などの高齢者同士の交流を日帰りで行い、利用者の孤立感の解消、家族の介護負担軽減などを図っていきます。

＜重点項目＞

◆新型コロナウイルス感染予防対策を継続

◆サービス内容の充実と利用者数の向上

「併設のショートステイ事業との連携の取りやすさ」、「併設保育所との交流」、「ケアプランセンターでの介護相談」など、複合施設内のデイサービスのメリットを可能な限り活かせるよう努めていくとともに、利用者個々の特徴に応じたレクリエーション等、サービス内容を充実させ、さらに多くの方に利用していただけるよう努めていきます。

⑤ 保育所事業

保護者の労働や疾病などの理由により、家庭での保育が困難な乳幼児の保育を行っていくとともに、障がいも個性ととらえ、お互いの個性を認め合いながら、ともに学ぶ統合保育の実践を継続していきます。

＜重点項目＞

◆新型コロナウイルス感染予防対策を継続

◆少人数での保育の特色を生かし、一人ひとりの子どもの成長を丁寧に支えていきます。

◆子どもを中心に据えて、保護者との信頼関係を積み重ねていく中で、子どもの成長発達についての情報発信に努めます。

◆キャリアアップ研修等で学びを深め、職場内研修についても充実を図っていきます。また、職員間の対話を通して、個々の内にある不安、課題について早期に対応することに努め、新入職員にも丁寧に寄り添いながら、より良いチームワークの構築に取り組んでいきます。

◆地域での未就学園児への育児支援を充実させていきます。

① 園庭開放を計画的に実施するとともに、ホームページ(ブログ等)を定期的に更新し、未就学園児のいる家庭にも園行事等についてわかりやすい情報を発信いたします。

② 公民館での育児講座(乳幼児ふれ合い学級)を実施します。

(3) 公益事業

① 居宅介護支援事業(要介護1～5)

居宅介護支援事業所5センターにおいて、要介護利用者の心身の状況や生活環境に応じた『居宅サービス計画(ケアプラン)』を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整などを行い適切に支援していきます。

<重点項目>

◆選ばれる事業所となるための人材育成、他機関との連携体制の強化

コロナ禍を契機として、オンラインでの関係機関とのカンファレンス実施や研修受講ができる環境を整備し運用していますが、より一層、オンライン技術の活用ができるよう、取り組んでいきます。

また、利用者の自立支援と、要介護状態等の軽減又は悪化防止のため、個別性のある居宅サービス計画を作成します。

◆新規利用者の獲得と安定した事業所運営

引き続き、地域包括支援センター、医療機関等と連携し、安定的に新規利用者を獲得できるよう取り組んでいきます。

また、事業所の体制整備や利用者への対応力等を評価する『特定事業所加算』を継続して取得するとともに、安定した事業所運営ができるようセンター体制や事業運営方法の検討などに取り組んでいきます。

◆次回の介護報酬改定情報や市町村の取組みなどに沿ったケアマネジメントの実施

社会情勢に合わせて変化していく制度や市町村の取組みなどに対応できるよう、行政や他機関などと十分、連携を図っていきます。また、介護保険制度の基礎となる方針（「感染症や災害への対応力強化」「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の取組みの推進」）に沿って、ケアマネジメントを実施していきます。

② 介護予防支援事業（要支援1・2）

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）と居宅介護支援事業所において、要支援1・2の利用者に対し、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整などを行います。

<重点項目>

◆利用者一人ひとりの『自立した生活』を念頭に置いたケアマネジメントの実施

個々の自立とは何かを考え、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、その能力に応じた生きがいのある自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。また、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、健康の維持を念頭に置き、介護予防ケアマネジメントの実践に努めます。

③ 要介護・要支援認定に係る訪問調査事業

居宅介護支援事業所において、介護保険に係る要支援・要介護認定の更新時等において、居宅介護（予防）支援を行っている方などに、心身の状況、生活環境などの訪問調査を行います。

④ サービス付き高齢者向け住宅事業

満60歳以上または要支援・要介護認定を受けている方を対象に、安否確認や生活相談などの生活支援サービス、食事提供サービス等を行い、入居者が楽しく安心して生活できる居住環境を提供します。

<重点項目>

◆新型コロナウイルス感染予防対策を継続

◆入居者が安心して元気に過ごせるような環境づくり

入居者が、サービス付き高齢者向け住宅のメリットである生活の自由度を保ちながら、安心して元気に暮らせるような環境づくりを充実させていきます。そのために、日々の入居者とのかかわりの中から、個々の入居者のニーズの把握に努め、適宜必要な支援を行い、信頼関係を築いていきます。

⑤ 社会福祉に関する福岡市からの受託事業

ア 介護実習普及センター事業

市民向けの介護講座などを実施し、市民の介護や福祉用具に関する知識及び技術の普及を図ります。

<重点項目>

◆介護知識・介護技術の普及を行うため、市民向け介護講座の充実を図る

誰にでも起こりうる介護について、介護に直面している人や、今後、要介護となる可能性のある高齢者だけでなく、幅広い世代の人にとっても関心事となるように、市民向けの介護講座の充実を図ります。また開催に当たっては、感染症拡大の状況に応じて、オンラインでの開催に変更するなど、柔軟に対応していきます。

◆多様な媒体を活用した広報の強化

介護実習普及センター事業の周知・理解を一層促進するため、ホームページのブログや広報誌などを活用した広報を強化し、幅広い世代の人に福祉用具展示場や介護講座、介護等に関する情報発信を行います。

イ 障がい者・高齢者住宅改造相談事業

身体障がい者や高齢者が、住宅をその身体状況や介護状況に適するよう改修・改造する場合に、各種相談を受け、助言や情報提供を行うとともに、福岡市から費用の助成を受ける住宅改造について、訪問調査及び完了検査を行います。また、住みやすい住環境や福岡市住宅改造助成制度などについて、より多くの市民や関係機関への周知等に努めていきます。

<重点項目>

◆専門職への周知

地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、医療機関等に、住宅の改良に関する制度や相談事例を紹介し、相談しやすい関係づくりに努めます。

ウ 働く人の介護サポートセンター事業

働く人が介護に直面した場合でも、離職せずに仕事と介護を両立して働き続けるためのノウハウの提供や不安の解消などを目的として、働く人が利用しやすい時間帯に相談支援業務を実施します。

<重点項目>

◆広報を強化し、より多くの方に相談していただけるよう取り組む

広報誌への掲載、インターネットを活用した情報発信など多様な媒体を活用した広報を実施し、相談者数の増加に努めます。

エ 地域包括支援センター事業

市内18か所の地域包括支援センターにおいて、「総合相談支援業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の4つの基本業務と、「生活支援体制整備事業」、「地域支援ネットワークの構築」、「地域ケア会議の開催運営業務」の実践を通して、地域包括支援センターが求められている役割の重要性を今一度強く意識しながら、社会情勢を見据えた高齢者個人及び地域におけるその自立した暮らしの視点に立った支援を丁寧に遂行していきます。

また、相談員個人が、常に「何のために」、「どのように」、役割や業務を遂行していくか、その行動に根拠と責任を持ち、地域や関係機関との関係性を活かしながら、業務に取り組んでいきます。

<重点項目>

◆新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた業務の継続

◆相談者・相談対象者の視点で課題を捉え、常に考え、根拠を持った支援の実施

令和3年度に引き続き、相談者・相談対象者が主体であるという認識を持ち、心身状況やその思い、今までの暮らし方など「生活」を捉え、フォーマルのみならずインフォーマルな資源やサービスの活用など、地域ケア会議や地域ネットワークを駆使し、多面的に支援の検討を行います。また、先入観や主観を持たず、客観的に判断ができるよう職員の育成に取り組み、質の向上を図ります。

◆コロナ禍における高齢者の状態像や変化を柔軟に捉えた支援の実施(介護予防・重度化防止)

感染の不安や外出の自粛によって、高齢者の活動量や交流等の社会活動が減少し、身体機能や認知機能に影響していることが様々な調査で示唆されています(コロナフレイル)。

コロナ前とコロナ禍とでは、高齢者の心身状況、地域の通いの場や支援する方々の状況も変化している中、地域や高齢者の状況の変化を的確に捉えることが一層重要となっており、柔軟かつスピード感を持って、正しい情報の把握に努めています。また感染対策を講じた介護予防・フレイル対策に取り組み、重度化防止に努めます。

オ 介護予防ケアマネジメント事業（要支援1・2、総合事業対象者）

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）において、要支援1・2及び総合事業対象の利用者に対し、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整などを行います。

<重点項目>

◆高齢者自らが「介護予防に取り組む」ことができるケアマネジメントの実施

高齢者自らが介護予防の目標を持ち、心身機能の改善のみならず、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるように、個別性・具体性・実現性を備えたケアマネジメントに努めます。

カ 在宅医療・介護連携推進事業（分野横断的取組み）

福岡市における地域包括ケアの実現を目指し、在宅医療と介護の連携推進について、「地域住民への普及啓発」及び「医療・介護関係者の研修」に取り組めます。

「地域住民への普及啓発」については“働き盛り世代”の方を主なターゲットとして、動画視聴やオンラインで受講していただくことで、介護について考える機会となるよう取り組みます。また、「医療・介護関係者の研修」については、“医療・介護関係者”が、実際に地域包括ケアに取り組むことができるような内容の研修動画を作成し、必要な時に受講できるように取り組みます。

<重点項目>

◆動画視聴の形で受講できることを広く周知し、より多くの方の受講を目指す

受講者の都合に合わせて視聴することができる動画視聴の利点を広く周知することで、より多くの方に受講していただけるよう取り組みます。

（4）協会の独自事業

① ささえ手サービス事業

介護保険制度等では対応できない高齢者や障がい者の多様なニーズに応じることができるサービスを、引き続き提供していきます。

② 福岡市介護保険事業者協議会の運営

福岡市内の介護保険事業を実施する法人で組織された福岡市介護保険事業者協議会の事務局として、介護サービスの質の向上を図るため、会員に対し研修、講演会などの運営等を行っていきます。